



年金振込通知書の郵送

大宮年金事務所 0652-3399
ねんきんダイヤル 0570-051165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人へ、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税)額と個人住民税額については、左表の担当課に問い合わせてください。

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

6月は環境推進月間

環境政策課 0775-6925
0775-9872

私たちの生活の中から余分なエネ

ルギー消費を抑え、無駄のない生活「エコライフ」を送ることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)を少なくすることができまわ。

市の節電

5〜10月に本庁舎、各出先機関で、室内の冷房温度を28度に設定し、軽装で執務する「ブルービズ」を実施しています。また節電対策の一環で公共施設の一部消灯などを行っています。

夏の節電

夏に向けた節電への取り組みを始めましょう。エアコンの設定温度は28度を目安に設定する／すだれやよしず、グリーンカーテン(市の奨励金制度あり)などを活用する／家庭用電気製品を買い替えるときは省エネラベルの表示がある物など、消費電力の小さな物を選ぶ／冷蔵庫の詰め込み過ぎに注意し、扉の開け閉めは短くする

夏のエコライフDAY

簡単なチェックシートを使用して、定められた取り組み項目をチェックし、削減したCO₂の量を計算するという取り組みです。

ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止のため、看板などのライトアップ施設、事業所、家庭での消灯をお願いします。6月21日(火)〜7月7日(木) ※詳しくは、

環境省のホームページ(https://fun-toshare.env.go.jp/coolearthday/)をご覧ください。

市民税の納付は6月から

市民税課 0775-5131
0775-9846

平成28年度の市民税(住民税額を6月に決定します。課税される人には、次の①〜③の各通知書で年税額などをお知らせします。

また昨年度の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方法で納付する場合がありますので注意してください。 ※通知書が届かない場合は市民税課に確認してください。なお非課税の人には通知書は届きません。

●通知書、納付方法

- ①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書／6月〜平成29年5月の毎月の給与から、市民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。
- ②公的年金所得に係る年金特徴税額の決定通知書／4月〜平成29年2月の各偶数月に支給(6回)される公的年金から市民税を天引きします。
- ③4・6・8月は、前年度に通知した仮徴収税額を天引きします。②に加え①の方法でも納付する人は、②の通

知書に内訳が記載されています。

- ③納税通知書(普通徴収分)／年税額のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1枚目にその内訳が記載されています。

男女共同参画週間

人権男女共同参画課 0778-5111
0778-5112

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に施行されたことを踏まえ、毎年6月23〜29日を「男女共同参画週間」と定めています。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」です。この期間には市や県でさまざまな啓発事業を実施しています。

ごみ収集カレンダーを配布

西貝塚環境センター 0781-9141
0781-9166

「上尾市ごみ収集カレンダー」(7月1日〜平成29年6月30日分)を地域ごとに6月中に配布します。住んでいる地域(4地域)の収集日程に合わせて作成しています。ルールを守り、カレンダーの日程に従ってごみを出してください。

【おわびと訂正】『広報あげお』5月号12ページ「農業委員会委員・農地利用最適化推進委員が決定」の記事中、担当地区および名称に誤りがありました。おわびして訂正します。【誤】小川 英俊 平方 【正】小川 英俊 大谷 【誤】新木 英男 大谷 【正】新木 英男 平方 【誤】農業利用最適化推進委員 【正】農地利用最適化推進委員

平成28年度 事務区長を委嘱

市民協働推進課 ☎775-4539・☎775-9819

区会・町内会・自治会の活動地域を事務区とし、地域の行政区域に位置付け、事務区長を委嘱しています。事務区長は、地域と行政を結び連絡調整の役割を担っています(下表参照。敬称略、太字が各地区区長会長)。



上尾地区	
事務区	氏名
緑丘	武藤 昭夫
緑丘五丁目	山崎 武則
上町	田澤 信八
宮本町	小林 仁
仲町一丁目	岡田 貞夫
仲町二丁目	甘浦 章
愛宕一丁目	田中 功
愛宕二丁目	宮本 利章
愛宕三丁目	西谷 猛
栄町	山口 弘江
日の出	鈴木 勝
東町	高山 國男
陣屋	茂木 英治
二ツ宮一区	菊池 紀夫
二ツ宮二区	金子 範義
向原	石曾根 福吉
本町一・二丁目	戸枝 伸之
本町三・四丁目	永樂 嘉明
本町五・六丁目	池田 優
春日	岡野 雄二
柏座一丁目	朽木 智
柏座二丁目	苗村 利幸
柏座三丁目	菅谷 重信
柏座四丁目	刀根 正克
谷津一丁目	関根 千春
谷津二丁目	金子 銀司
富士見	平田 秀明
富士見団地	田中 伸幸
原新町	上田 敏夫
根貝戸団地	篠原 紀元
上尾東団地	嶋崎 洋明
ソフィア上尾	布瀬川 隆

パーク上尾	岩井 浩資
レック上尾	伴 義明
フィリア上尾	宮内 誠
エージタウン	木村 澄代
向原宿舎	上野 禎
平方地区	
事務区	氏名
南	相田 有一
下宿本間	
上宿	永嶋 徳昭
新田	堀江 明
上野	小池 敏朗
平方領々家	小川 幸男
上野本郷	佐藤 有史
西貝塚	瀬宮 貞男
丸山団地	近藤 愛
原市地区	
事務区	氏名
第一区	弦巻 聰忠
第二区	宮崎 年三
第三区	石川 進
第四区	黒須 明
第五区	高津戸 久男
第六区	岩瀬 熊雄
第七区	鈴木 礼三
第八区	黒須 実
第九区	下里 良男
第十区	山崎 秀夫
柳通り北区	名取 邦光
大石地区	
事務区	氏名
小泉	佐々木 好文
下芝	矢部 茂
中分	関口 利夫

藤波	大木 晴夫
井戸木	関口 治男
中妻	金井塚 清
浅間台	西脇 正典
弁財田	田中 崇
小敷谷東部	木内 三郎
小敷谷西部	原田 嘉明
畔吉東部	田邊 博幸
畔吉前原	井原 隆二
畔吉新田大井川	
畔吉雲雀	粕谷 俊夫
領家東部	小山 誠夫
領家西部	石川 明
三井	富川 喜久
サニータウン	有我 尚子
泉台	田澤 六三
上平地区	
事務区	氏名
町谷	大久保 林一
宮の下	武山 信治
上郷高橋	
箕の木	高山 孔一
上新梨子	前島 芳範
久保安川	彰
西門前	木原 鐵夫
南	福田 泰雄
南新梨子	湯本 均
下組	岡田 和信
北中地	大川原 進
新田	高橋 茂
上組	松本 吉男
須ヶ谷	市ノ川 義幸
上平塚	坂 佳三
中平塚	井上 始郎

下平塚	島村 勇
平塚団地	柳橋 節男
上尾第一団地	朝日 久夫
シロコバト団地	鶴殿 不盡彦
錦町	小牧 隆
大谷地区	
事務区	氏名
地頭方	須藤 敏夫
吉丁目	松澤 里江
今泉	磯部 秀一
東今泉	及川 和夫
向山大崎	
大谷本郷	岡田 秀幸
堤崎	熊木 順二
中新井	吉田 孝
戸崎	森田 涉
西宮下一区	湯山 夏生
西宮下二区	九法 正行
川	遠藤 一男
戸崎団地	永峰 達也
原市団地地区	
事務区	氏名
原市団地	栗田 尚
尾山台団地地区	
事務区	氏名
尾山台団地	尾上 道雄
西上尾第一団地地区	
事務区	氏名
西上尾第一団地	鈴木 照子
西上尾第二団地地区	
事務区	氏名
西上尾第二団地	小野 博

防災行政無線を用いた緊急情報の伝達

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

市では、地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。

時平成28年6月23日(木)10時15分ごろ 内右表のとおり

防災行政無線による試験放送

【放送内容】

- ①「こちらは、防災上尾 上尾市役所です。」
- ②「ただ今から訓練放送を行います。」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは訓練放送です。」を3回
- ⑤「こちらは、防災上尾 上尾市役所です。」
- ⑥「これで訓練放送を終わります。」

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

国民健康保険(国保) 被保険者証を更新

保険年金課 ㊟782-6471
(国保資格・課税担当) ㊟775-9827

8月1日から、1年間使える国民健康保険被保険者証を更新します。新しい被保険者証(ピンク)は、6月下旬から順次簡易書留で郵送します。

●70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から75歳の誕生日の前日まで、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割または3割になります。負担割合を判定する所得基準は下表のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の人は同じ負担割合になります。※同一世帯内の70〜74歳の人が国保を加入・脱退した時や、所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。

なお、今までは被保険者証と高齢受給者証の2枚を提示して医療機関の受診などをしていましたが、一体化したため今後は国保被保険者証兼高齢受給者証の1枚で受診などがで

きます。 ※国保から社会保険に変わった人は、国保を脱退する手続きが必要です。 **【必要書類】**国保被保険者証、会社の被保険者証、本人確認書類、脱退者と世帯主のマイナンバーが分かるもの **【受付窓口】**保険年金課または各支所・出張所

自己負担割合	判定基準/本人または同一世帯(70〜74歳)国保加入者
3割 (現役並み所得者)	市・県民税課税標準額が145万円以上の人
2割 (誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)	市・県民税課税標準額が145万円未満の人 平成27年1月2日以降70歳を迎える人がいる世帯で、 旧ただし書き所得(注) の合計額が210万円以下の人

(注)旧ただし書き所得…総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額330,000円を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)

児童手当現況届の提出

子ども支援課 ㊟775-5120
㊟774-5342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日現在の状況(児童の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するものです。該当者には6月初旬に現況届を郵送しますので、必要事項を記入後、提出してください。提出がないと、6

おめでとうございます

- 秘書政策課 ㊟775-3849・㊟775-9861
平成28年春の叙勲・褒章、第26回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。
- 平成28年春の叙勲**
旭日双光章
友光 豊(地方自治功労)
瑞宝中綬章
牛嶋 博久(会計検査事務功労)
服部 範雄(警察功労)
瑞宝小綬章
井立 勝己(地方自治功労)
吉永 賢治(警察功労)
瑞宝双光章
勝又 敏雄(公正取引行政事務功労)
吉崎 俊雄(外交領事事務功労)
- 平成28年春の褒章**
藍綬褒章
神田 博一(産業振興功績)
- 第26回危険業務従事者叙勲**
瑞宝双光章 瑞宝単光章
夷亀 和夫(警察功労) 井原 卓爾(消防功労)
木地 彰(警察功労) 小林 賢二(消防功労)
中条 征夫(警察功労) 佐藤 康明(警察功労)
松永 守(警察功労) 篠原 正(消防功労)
宮川 正孝(防衛功労) 中村 利幸(消防功労)
八須 淳(警察功労)

月分以降の手当が受けられなくなり、**【提出期間】**6月1日(水)〜30日(木) **【提出書類】**必要に応じて健康保険証の写しなどの書類を添付 **【提出方法】**同封の返信用封筒で郵送、または直接子ども支援課、各支所・出張所へ

国民健康保険税の所得申告

保険年金課 ㊟782-6471
㊟775-9827

国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年中(平成27年1月1日〜12月31日)の所得金額などを基に算定します。所得税や市・県民税を期日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいな

い人は、税務署または市民税課で申告をしてください。申告をする時期によっては国保税の税額が年度途中で変更になることがありますので、早めに申告をしてください。

国保税には、一定所得以下の世帯にかかる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養者になっている配偶者と16歳以上の人)も、国保税の所得申告が必要です。対象者には申告書を6月中旬に郵送します。直接または郵送で保険年金課(T362-8501本町3-1-1)へ提出してください。



市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

市では、このたびの熊本地震被災地支援のため、建築物の応急危険度判定士として市職員2名を派遣しました。また、長引く避難所生活などにも対応するため、保健師などの派遣についても準備を整えています。本庁舎や支所などでは義援金も受け付けていますので、皆様のご協力をお願いします。

被災地が一日も早く震災前の日常に戻られることを願っています。

今回も地震の怖さを痛感しましたが、怖いものの代名詞として「地震・雷・火事・親父」という言葉があります。自然災害と並んで「親父」も入っていますが、今のお父さんは、怖いだけではないようです。市内の学校では、「おやじの会」が立ち上がり、学校と協力して体育館に避難所を作って泊る「防災キャンプ」が実施されています。学区の防災拠点を巡るオリエンテーリング

や、カレーライスの炊き出し、段ボールで寝床を作り子どもたちだけで泊る体験など、本格的な内容です。

最近では、避難所となる学校、そして各校のPTAに地域社会(Community)を加えた「PTCA」としての連携も広がっています。学校・家庭・地域の三者が、見守り活動や学校行事などを通じて顔の見える関係を築いています。こうした地道な取り組みは、かけがえのない絆を育み、いざという時に必ず強い力を発揮します。

戦国大名の毛利元就の「三本の矢」という逸話をご存知かと思います。1本では簡単に折れてしまうが、3本束ねることにより強い力を得る「協力することの大切さ」を教えるものですが、子どもたちを中心に連携する「PTCA」の取り組みは、まさに三本の矢に違いありません。

昔は「天災は、忘れた頃にやってくる」といったものですが、このところは忘れる前にも、豪雨や竜巻、地震といった天災が矢継ぎ早に降りかかっています。市では、総合防災訓練や小・中学校一斉避難訓練の実施、各地域との防災協定締結など、災害への備えを充実させています。しかし、いざという時に、まず頼れるのは自分自身、そして皆さんのすぐ近くにいる人たちの力です。もう一度、絆という宝物に目を向け、備えの見直しをお願いしたいと思います。

7月30日(土)開催

あげお花火大会の協賛者を募集

上尾市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

各企業や団体の他、市民の皆さんにも協賛をお願いしています。「誕生(出産)、入学(園)、卒業(園)、合格、成人、入社、結婚、新築、会社設立、定年」などを記念した花火の申し込みを受け付けます。協賛者(事業所)名は、花火大会宣伝リーフレットに掲載して新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場で放送します。また花火大会会場の協賛者席へ招待します。申し込み・協賛金振り込みは6月17日(金)までです。☎7月30日(土)19時～(雨天の場合は8月6日(土)) 所 平方地区の荒川河川敷(開平橋からリバーサイドフェニックスゴルフ場まで)

【花火の種類と金額(1発当たり)】

種類	金額
3号玉	5,000円
4号玉	10,000円
5号玉	15,000円
7号玉	30,000円
10号玉	60,000円
10号玉(2発)	100,000円
スターメイン	300,000円
大スターメイン	600,000円
特大スターメイン	1,000,000円



高齢者向けの年金生活者等
支援臨時福祉給付金の申請

福祉総務課 ☎77555118
☎7759846

【申請期限】6月30日(木)(必着) 宛 平成27年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されていて、平成27年度の市民税が課税されておらず、平成28年度末までに65歳以上になる人 ※平成27年度の市民税が課税されている人の扶養親族など(控除対象

配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、事業専従者、生活保護制度の被保護者などは対象外です。【支給額】3万円(支給対象者1人につき1回限り) 申 郵送済みの申請書に必要事項を記入し、本人確認書類(対象者全員分)、口座振込のための預(貯)金通帳の写しを添付して、同封の返信用封筒で福祉総務課へ 宛 上尾市臨時福祉給付金問い合わせ専用電話☎77555182 (土)(祝)を除く6月30日まで)

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用を補助

建築安全課
☎775-8490
☎775-9906

昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。また診断や工事の契約を行う前に補助申請を行い、交付決定後に契約をすることが必要です。

●耐震診断補助制度

①～④の全てに該当していること①当該住宅に居住し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施 **【補助金額】**耐震診断に要した費用の2分の1の額で上限3万円(千円未満切り捨て)

●耐震改修補助制度

①～⑥の全てに該当していること①当該住宅に居住または居住を予定し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法

または枠組壁工法の2階建て以下④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でない判定された⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う **【補助金額】**耐震改修に要した費用の23分の額で上限40万円

建物のアスベスト分析調査費用を補助

建築安全課
☎775-8490
☎775-9906



アスベストの分析調査を行う建物の所有者などに費用の一部を補助します。 ①吹き付けアスベストが施工されている恐れがある市内の建築物 **【補助対象者】**所有者、区分所有者の団体または管理者 ※一定の条件があります。 **【補助金額】**分析調査に要した経費(予算の範囲内で25万円を限度) **【分析調査を行う機関】**日本工業規格(JIS) A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に適合し、所定の装置・機器を備えている作

業環境測定法第2条第7項に規定する機関 ①事前相談票(建築安全課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を添付して直接、建築安全課へ

小型合併処理浄化槽の転換費用を補助

生活環境課
☎775-6940
☎775-9872

①浄化槽整備区域内の既存住宅で、単独処理浄化槽・汲み取り便槽から小型合併処理浄化槽(5～10人槽)に転換する人 ②転換工事を行う前に補助金の交付申請書(生活環境課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、平成29年1月31日(火)までに直接、生活環境課へ(先着順) ※予算額に達した時点で締め切ります。

スズメバチの巣の駆除費用を補助

生活環境課
☎775-6940
☎775-9872

①市内に在住し、スズメバチの巣がある市内の専用住宅またはその敷地の所有者、管理者および居住者で、駆除業者に委託して巣を駆除した人 **【補助金額】**駆除に要した費用の2分の1の額で上限5千円(100円未満切り捨

て) ①交付申請書兼報告書(生活環境課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要書類、駆除前後のスズメバチの巣の写真添えて直接、生活環境課へ(先着順) ※予算額に達した時点で締め切ります。

雨水貯留施設(雨水タンク)設置費用を補助

河川課
☎775-9381
☎775-9906



雨水流出の抑制と雨水の有効利用を促進するため、予算の範囲内で費用の一部を補助します。 ①市内に住所があり、自己の家庭用として設置し、維持管理できる人 **【補助対象となる雨水貯留施設】**既製品で、貯留容量が100L以上 **【補助金額】**雨水貯留施設の購入・設置に要した費用の2分の1の額で上限3万円 ②申請書(河川課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を用意して直接、河川課へ ※雨水貯留施設を購入前に申請し、補助金交付決定後に、購入・設置を行うこととなります。

平成27年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-4963・☎775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申出に基づいて公開する制度です。平成27年度の公開の請求・申出の処理件数は127件でした(表1)。

公開の請求または申出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上で作成し、または取得した文書、図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなどです。

●**請求または申出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、所定の用紙を用いて行います。市は請求ま

【表1】行政文書の公開についての運用状況 (平成28年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数					未処理件数
			公開	部分公開	非公開	取下げ	計	
市長	請求	19	5	6	1	7	19	0
	申出	55	11	36	5	3	55	0
	合計	74	16	42	6	10	74	0
教育委員会	請求	37	14	9	14	0	37	0
	申出	6	1	5	0	0	6	0
	合計	43	15	14	14	0	43	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	0	0	0	0	0	0	0
	申出	5	1	3	1	0	5	0
	合計	5	1	3	1	0	5	0
消防長	請求	1	0	0	0	1	1	0
	申出	4	0	4	0	0	4	0
	合計	5	0	4	0	1	5	0
合計	請求	57	19	15	15	8	57	0
	申出	70	13	48	6	3	70	0
	合計	127	32	63	21	11	127	0

※「請求」とは市内に在住・在勤・在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。

※上記の実施機関以外は実績がありません。

たは申出があった日から15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**不服申し立て** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、不服申し立てをすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて改めて決定します。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。平成27年度の個人情報の開示請求の処理件数は43件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は、事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

■会議公開制度

会議公開制度は、市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は、会議の当日、直接会場においでください。また、平成27年度の運用状況は表3のとおりです。

【表2】個人情報の開示などの運用状況 (平成28年3月末現在)

実施機関	受付件数	前年度からの繰越件数	計	処理件数					未処理件数	
				開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ		
市長	41	0	41	10	21	1	8	0	40	1
教育委員会	0	2	2	0	2	0	0	0	2	0
消防長	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	42	2	44	10	24	1	8	0	43	1

※上記の実施機関以外は実績がありません。

【表3】会議の公開の運用状況

区分	公開	原則公開であるが、審議事項によっては非公開	非公開
開催件数	118	14	210
傍聴人数	8	0	—

※非公開の会議の開催件数210件中204件は、上尾市介護認定審査会の会議の開催件数です。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは高齢介護課に問い合わせてください。 ※サービスはいつでも市内に住所がある人が対象です。

利用できる施設

●老人福祉センターことぶき荘

☑健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり)
☑60歳以上の人 【開館日】(月)～(金)9時30分～16時(敬老の日を除く(祝)と12月28日～1月4日は休館) ※詳しくは、直接ことぶき荘(☎776-2265)に問い合わせてください。

●老人だんらんの家

☑だんらんの場として地区集会所などを該当事務区が開放 ☑該当事務区内のおおむね60歳以上の人

¥ 手当・給付など

●日常生活用具の給付

☑火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり) ☑おおむね65歳以上の在宅の寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が住民税非課税であることが条件です。 ☑給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり

●住替家賃の助成

☑民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより民間賃貸住宅への転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成 ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。 【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☑市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯)、生活保護を受けていない人

●敬老祝金の支給

【贈呈額】75歳／5千円、77歳／1万円、88歳／2万円、99歳／3万円、100歳以上／5万円 ※9月中旬に民生委員が届けます。 ☑8月31日現在、市内に引き続き1年以上居住する75・77・88・99歳、100歳以上の人

♥ その他のサービスなど

●いきいきクラブ

☑各クラブで生きがいづくりと健康づくり、福祉の向上、地域の見守り活動などを実施 ☑おおむね60歳以上の人

●徘徊高齢者等探索サービス

☑高齢者が端末発信機を携帯することで、所在不明になった時、居場所が確認できる ☑おおむね65歳以上の在宅の徘徊高齢者か初老期認知症の人を介護している人 ☑月額237円(開始時負担2,160円)または596円 ※希望した業者により、いずれかの額になります。

●要介護高齢者等手当の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から支給)
☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)で、世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であること ※要介護高齢者等介護者慰労金を受給している人を除きます。

●要介護高齢者等介護者慰労金の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から支給)
☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者等手当を受給している人を除きます。

●紙おむつ券の給付

☑市指定の薬局で、紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を申請月より月1枚給付 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人または継続してそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)で、世帯の生計中心者が所得税非課税であること

●あんしん証

☑顔写真入りの身分証を発行。外出時の緊急連絡カード、公共施設の料金割引時の本人確認などに利用できる ☑60歳以上の人

●緊急通報システム

☑緊急通報機の貸し付け 【機器使用料】月額1,296円(世帯の生計中心者が所得税非課税世帯は無料) 【通話料】自己負担 ☑おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意が必要な人

財政事情を公表

財政課

☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に市の財政事情を公表しています。これは、市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などがどのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。

今回の収支状況などは平成28年3月31日現在のもの

で、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成27年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

市では、平成26年3月に策定した上尾市財政規律ガイドラインに基づき、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

■会計別の収支状況

(単位：億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	623.0	560.5	90.0	557.0	89.4
国民健康保険	275.8	251.8	91.3	262.0	95.0
介護保険	132.1	130.0	98.4	117.7	89.1
公共下水道事業	52.1	36.0	69.1	40.3	77.4
後期高齢者医療	23.2	22.5	97.0	21.3	91.8
合計	1,106.2	1,000.8	90.5	998.3	90.2

■水道事業会計の収支状況

(単位：億円)

	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	47.1	44.7	94.9
収益的支出	42.0	38.6	91.9
資本的収入	2.3	2.0	87.0
資本的支出	25.9	15.6	60.2

■一般会計の収支状況明細

平成28年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は24万5,000円です。

●歳入

(単位：億円)

	予算現額	3月末収入済額	収入率(%)
市税	298.7	298.3	99.9
国庫支出金	99.0	82.3	83.1
市債	60.7	14.1	23.2
県支出金	40.0	33.9	84.8
地方消費税交付金	29.0	35.1	121.0
地方交付税	28.0	30.6	109.3
繰越金	24.3	24.3	100.0
諸収入	13.5	10.5	77.8
使用料及び手数料	6.3	6.1	96.8
地方譲与税	4.1	4.1	100.0
その他	19.4	21.2	109.3

- 市税 … 個人や法人が市に納める税金
- 国庫支出金 … 国と市が協同で行う事務・事業に交付されるお金
- 市債 … 道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りるお金
- 県支出金 … 県と市が協同で行う事務・事業に交付されるお金
- 地方消費税交付金 … 消費税のうち一定割合(8分のうち0.85分)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
- 地方交付税 … 一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
- 繰越金 … 前年度の会計から持ち越されたお金
- 諸収入 … 市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
- 使用料及び手数料 … 施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
- 地方譲与税 … 国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位：億円)

	予算現額	3月末支出済額	執行率(%)
民生費	283.1	254.5	89.9
総務費	69.6	59.4	85.3
公債費	64.6	64.5	99.8
教育費	62.9	54.3	86.3
土木費	52.7	45.4	86.1
衛生費	49.4	40.7	82.4
消防費	26.4	25.1	95.1
商工費	7.3	6.9	94.5
議会費	4.7	4.5	95.7
農林水産業費	1.8	1.7	94.4
予備費	0.5		

- 民生費 … 保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
- 総務費 … 選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
- 公債費 … 借り入れたお金の返済などの費用
- 教育費 … 学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
- 土木費 … 道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
- 衛生費 … ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
- 消防費 … 消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
- 商工費 … 商工業の推進や振興などの費用
- 議会費 … 議会運営などの費用
- 農林水産業費 … 農林水産業の推進や振興などの費用

■市債の状況

平成28年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は34万1,107円です。

区分	金額
一般会計	557億2,077万円
公共下水道事業	165億1,526万円
水道事業	54億5,388万円
合計	776億8,991万円

※市債とは学校や道路、下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金をいいます。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は以下のとおりです。

(単位：㎡)

	土地	建物
行政財産	1,637,282	385,639
普通財産	109,031	8,293
合計	1,746,313	393,932

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設をいいます。

※普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産をいいます。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ